

岐阜県公報

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	三

人事委員会規則

号外 (三) 平成二十八年十二月二十六日

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に改め、同号ロ中「百分の百七十五」を「百分の百九十五」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

別表第二（備考を除く）を次のように改める。

別表第2(第25条の7関係)

職員の区分 期間の区分	第1項職員				第2項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
	円	円	円	円	円
1年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
1年以上 2年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
2年以上 3年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
3年以上 4年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
4年以上 5年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
5年以上 6年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
6年以上 7年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	27,000
7年以上 8年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	24,000
8年以上 9年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	21,000
9年以上10年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	18,000
10年以上11年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	15,000
11年以上12年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	12,000
12年以上13年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	9,000
13年以上14年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	6,000
14年以上15年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	3,000
15年以上16年未満	368,000	308,000	250,600	184,300	
16年以上17年未満	364,000	304,700	248,000	182,700	
17年以上18年未満	360,000	301,400	245,400	181,100	
18年以上19年未満	356,000	298,100	242,800	179,500	
19年以上20年未満	352,000	294,800	240,200	177,900	
20年以上21年未満	348,000	291,500	237,600	176,300	
21年以上22年未満	331,100	277,700	225,600	167,100	
22年以上23年未満	313,900	263,700	213,700	157,300	
23年以上24年未満	297,200	250,200	201,700	148,200	
24年以上25年未満	280,300	236,300	189,900	138,500	
25年以上26年未満	263,400	222,600	178,100	129,300	
26年以上27年未満	242,600	205,000	163,700	118,300	
27年以上28年未満	222,200	187,900	149,400	107,900	
28年以上29年未満	201,800	170,600	135,100	97,600	
29年以上30年未満	181,000	153,000	120,800	86,600	
30年以上31年未満	159,100	135,000	105,800	76,000	
31年以上32年未満	137,200	116,700	91,000	64,900	
32年以上33年未満	115,500	98,800	75,800	54,500	
33年以上34年未満	83,600	72,800	56,700	40,300	
34年以上35年未満	53,800	48,500	38,300	27,100	

を		60		57		53		58		54		33	別表第七の表中	66
に		60	「	57		54		58		55		34	」	66
	「			57		54		58		55		34		66
				57		54		58		55		34		67
				57		54		58		55		34		67
				57		54		59		55		35		67
				57		54		59		55		35	「	67
				58		54		59		56		35		67
				58		55		59		56		35		67
				58		55		59		56		36		67
				58		55		59		56		36		68
				58		55		59		56		36		68
				58		55		59		56		36		68
				59		56		60		57		37		68
				59		56		60		57		37		68
				59		56		60		57		37		68
				59		56		60		57		37		68
				59		56		60		57		38		68
				59		56		60		57		38		68
				59		56		60		57		38		69
				59		56		60		57		38		69
				59		56		60		57		39		69
				59		56		60		57		39		69
				60		56		61		58		40		70
				60		56				58				70

2
平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給

1
この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規

1
（施行期日等）
則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）
に改める。

附則

83		85		40		59
83		85		40		59
83		86		40		60
83		86		40		60
84		86		41		61
84		86		41		61
84		87		41		61
84		87		41		61
84		87		42		62
84		87		42		62
85		88		42		62
85		を		42		62
85		81		42		63
86		82		42		63
86		82		42		63
86		82		42		63
87		82		42		64
87		82		42		を
87		82		42		57

別表第七の表中

に改める。

を

に

料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（以下「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十八年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社